

地域の実情を踏まえた防災緑地の維持管理を求める意見書

東北地方太平洋沖地震を起因とする千年に一度といわれる最大クラスの津波により、東北地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした東日本大震災から8年余りが経過した。

本市の津波被災地域においては、複数の手法を組み合わせた多重防御により、市街地などを津波被害から減災するため、福島県の施行により、海岸保全施設である海岸堤防や防災緑地の整備が進められてきた。

このうち、防災緑地については、施設整備者である福島県、地域の団体、本市が協定を締結し、それぞれの役割分担を決定するとともに、三者による協働型維持管理のもとで、地域にふさわしい防災緑地づくりが進められている。

このような中、地域の団体は、広大な防災緑地の園路路肩部等の草刈りや清掃を担っているが、地域市民の高齢化や地域の後継者となる若者の減少などにより、将来にわたって、これらの業務をどのように維持していくかが大きな課題となっている。

よって、福島県においては、防災緑地による防災機能の強化、地域振興、景観及び環境の再生、形成等を維持できるよう、次の事項について取り組むよう強く要望する。

- 1 三者による協働型維持管理のもとで広大な防災緑地を維持管理できるよう、津波被災地域における市民の高齢化や後継者不足の実情を十分に踏まえ、財政面も含めて、地域の団体が担う業務を十分に支援すること。
- 2 広大な防災緑地に植栽された樹木の成長などに伴い、防災緑地の維持管理に要する多額の経費が見込まれることから、今後においても、適切な財源確保に努めること。
- 3 防災緑地の利便性や安全性の向上を図るため、地域市民や利用者の意向を十分に踏まえ、公衆トイレや防犯灯などの付随設備を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年6月27日

福島県知事 内堀雅雄様

いわき市議会議員 菅波 健